

パインツリーゴルフクラブ 会則

令和2年11月8日改正

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは、パインツリーゴルフクラブ(以下「本クラブ」という)と称する。

第2条 (事務所)

本クラブの事務所は、岡山県高梁市松原町神原2246番地に置く。

第3条 (目的)

本クラブは、株式会社チェリーゴルフマネジメント(以下「会社」という)が所有し、かつ経営するパインツリーゴルフクラブおよびクラブハウス等の付属施設(以下「会社の施設」という)を利用して、会員の健康増進と競技技術及び品格の向上に努め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会員

第4条 (会員の種類)

会員の種類及び要件は次の通りとする。

- (1) 個人正会員・・・本クラブの会員としてふさわしい品位を持ち、会社所定の手続きを経て、会社の審査承認を受けて入会した者。
- (2) 法人正会員・・・会社所定の手続きを経て、会社の審査承認を受けて入会した法人で登録者1名に限る。

第5条 (会員の義務)

会員は、本会則に別途定めるほか、次の義務を負う。

- (1) 会社に年会費を納入しなければならない。年会費の金額は会社が定め理事会の承認を経たものとする。
年会費は、毎年7月1日から9月末日までに納入するものとする。
但し年度途中に入会した者は月割りにて納めるものとする。
- (2) 本会則およびクラブの諸規則を遵守すること
- (3) 会社、理事会、委員会の決議事項に従うこと
- (4) 理事会のクラブ運営に進んで協力すること

第6条（入会）

本クラブへ入会しようとする者は、クラブに対して所定の届出事項を添えて入会の申込みを行い、会社の承認を得た上で、所有する会員権の譲渡承認および名義変更ならびにその他所定の入会手続きを行い、定められた入会金・名義変更料等を会社に納入し、クラブから入会通知書を受領することにより会員となる。

第7条（届出）

会員は、勤務先、現住所、電話番号に変更が生じた場合には直ちに変更の手続きをしなければならない。

第8条（退会）

会員が退会するときは、所定の書式によりクラブに届け出なければならない。

第9条（休会）

会員が休会するときは、所定の書式によりクラブに届け出なければならない。次のいずれかの事由により休会とする。

- （1）病気
- （2）長期出張・転勤

第10条（会員の資格の喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由によりその資格を喪失する。
 - （1）会員資格の譲渡
 - （2）退会
 - （3）死亡または法人の解散
 - （4）除名
2. 会員が次のいずれかの事由が生じた時は、会員の権利を一定期間停止され、退会の勧告もしくは除名されることがある。
 - （1）本会則またはゴルフ場利用約款に違反する行為があったとき
 - （2）本クラブの名誉を毀損する行為、または秩序を乱す行為があったとき
 - （3）会員としてのマナー・エチケットに著しく違反する行為があったとき
 - （4）本クラブ入会時虚偽の事実または重要な事項について不正確な事実の申告があったとき
 - （5）年会費その他会社に支払うべき費用等の支払いを正当な理由無く 6 ヶ月以上怠り、相当な期間を設けて催告を受けても支払わなかったとき

第11条（暴力団追放）

1. 本クラブは暴力団員及びその関係者を入会させず、かつプレーさせない。
2. 会員は暴力団員及びその関係者を同伴または紹介してはならない。

第3章 役員

第12条（役員）

本クラブに次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長（キャプテン兼務） | 1名 |
| (3) 理事 | 12名（地域性考慮） |

第13条（報酬、任期、資格）

1. 役員は、すべて名誉職であり、かつ無報酬とする。役員任期は2年（1月～12月）とする。但し再委嘱は妨げない。任期満了の場合でも後任者が就任するまではその職務を行う。
2. 増員または補充により就任した役員任期は現任役員残存期間とする。
3. 役員は、会員となって5年以上経過した者で理事の推薦を受け、理事会で全会一致の承認を受けなければならない。

第4章 理事会及び委員会

第14条（理事会）

本クラブの会員を代表する組織として理事会を設置する。

理事会は本クラブの運営に関し、会社に対して諮問するものとし、会社は理事会の諮問に対して誠実に対応するものとし、相互の協力により本クラブの発展に寄与し、更に経営の安定を図ることを目指すものとする。

第15条（理事の選任）

理事は会社の同意を得て、理事長が委嘱する。

第16条（理事会の構成と任務）

理事会は理事をもって構成し、本会則に定められた事項その他のクラブ業務執行に必要な事項を決議し、会社に諮問する。

第17条 (理事会の招集と議長)

理事会は理事長が議長となり、年2回の定時総会を開催し、その他必要に応じ理事長が招集する。

第18条 (理事会の決議)

理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席理事の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

第19条 (委員会)

理事会はクラブ運営を円滑に執行するため、理事会の下部機関として次の委員会を置く。

- (1) 競技委員会
- (2) ハンディキャップ委員会
- (3) エチケット・ハウス委員会
- (4) ジュニア育成委員会

- ・理事会はその他の特別委員会をおくことができる。
- ・委員会及び特別委員会の組織と運営については、理事会が別に定める。
- ・委員会及び特別委員会の決議事項は、理事会の承認を得て効力を生じるものとする。
- ・委員長は理事の中から理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- ・委員は理事会と会社が協議し理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- ・委員の選任に当たっては、クラブ運営に協力的で協調性のある者とし理事2名以上の推薦を必要とする。
- ・委嘱を受けた委員は積極的に委員会活動に参加協力し、常に会員の模範となるよう努める。

第20条 (委員の任期)

- ・委員長、副委員長および委員は、原則として無報酬としその任期は2年(1月～12月)とする。なお再任を妨げない。
- ・委員長、副委員長および委員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間その職務を行う。
- ・増員または補充により就任した委員の任期は現任委員の残存期間と同一とする。

第5章 雑 則

第21条（会則の変更）

本会則の改正および諸規則の制定・改廃は理事会が決議し、かつ会社の承認を経なければならない。

付 則

本会則は、令和2年11月8日より施行する。